

# 佐賀東部地域森林計画変更計画書

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 13 年 3 月 31 日

令和 4 年度変更

佐 賀 県

## ○変更の理由

下記の理由により、森林法第5条第5項に基づき計画を変更する。

- (1) サガンスギの経営モデルを第3 森林の整備に関する事項に反映させるため下記事項を変更する。

### ◆変更事項

#### II 計画事項

##### 第3 森林の整備に関する事項

###### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

###### 2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針

###### 3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

- (2) 保育の標準的な方法に関する指針

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度水準の見直しにより、下記事項を変更する。

### ◆変更事項

#### II 計画事項

##### 第3 森林の整備に関する事項

###### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

- (3) 林道開設及び改良の計画量の変更に伴い、第6 計画量等のうち、林道の開設及び拡張に関する計画を変更する。

### ◆変更事項

#### II 計画事項

##### 第6 計画量等

###### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

###### ○開設

変更前：51.9 k m (41 路線)

変更後：49.2 k m (42 路線)

###### ○改良

変更前：45.2 k m (52 路線)

変更後：50.3 k m (57 路線)

(4) 下記事項の語句について変更する。

◆変更事項

Ⅱ 計画事項

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

変更前 : 里山

変更後 : 里山林

変更前 : 施業の集団化

変更後 : 施業の集約化

「第2」の「1」について、次のとおり変更する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を、次のとおり定める。

区分	森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林の姿
森林 保全 ゾーン	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
	保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
	文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
	生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
林業 振興 ゾーン	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、あらゆる関係機関が参画する流域治水の取組において地域の実情を踏まえた対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性にも配慮する。

これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。

なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。

#### ア 「森林保全ゾーン」

特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

#### イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha，蓄積：m<sup>3</sup>/ha)

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林 面 積	38,354	37,945
	育 成 複 層 林 面 積	105	542
	天 然 生 林	11,966	11,948
森 林 蓄 積		384	422

- ※ 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。  
育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。  
天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

## 「第3」の「1」について、次のとおり変更する。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

#### ア 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については適確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要な樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとし、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

地 区	樹 種					
	サガンスギ	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
佐賀東部 計 画 区	30年	35年	40年	30年	10年	15年

## (3) その他必要な事項

特になし



**「第3」の「2」について、次のとおり変更する。**

**2 造林に関する事項**

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

**(1) 人工造林に関する指針**

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の事項を指針とし、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

**ア 人工造林の対象樹種に関する指針**

適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹、クヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

**イ 人工造林の標準的な方法に関する指針**

**(ア) 人工造林の植栽本数**

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないように、将来、当該森林が特に発揮すべき機能や生産を目指す木材の種類等に応じて幅広く定めるものとする。

(単位：本/ha)

樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	疎・中仕立て	1,500～3,000
ヒノキ	中仕立て	2,000～3,000
クヌギ	中仕立て	2,000～3,000

**(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針**

**a 地拵えの方法**

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理すること、また、林地の保全に配慮するものとする。

**b 植付け方法**

気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるものとし、適期に植え付けること。

なお、適期とは苗木の成長開始の直前とし、2月～4月を目安とする。

また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗の活用による低密度植栽の導入などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(ア) 伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね2年以内に更新を完了すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了すること。

(イ) 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新を行う林分は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イス、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の樹種とし、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うことを定めるものとする。

a 地表処理は、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐植の堆積等により、天然更新が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

b 刈出しは、ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

c 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所について行うことを定めるものとする。

d ぼう芽による更新を行う樹種はシイ類、カシ類、ナラ類等とし、目的樹種の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込みを行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法及び期待成立本数については、附録の「天然更新の完了判断基準」を規範とし、市町村森林整備計画で定めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復と森林資源の造成を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年以内に更新を完了すること。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況などを勘案して、天然更新が期待されないものについて、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

### (4) その他必要な事項

特になし。

「第3」の「3」について、次のとおり変更する。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関する事項については、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、森林の間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、林分の状況に応じて列状間伐の導入に努める。

樹種	植栽 本数	間伐時期(年)			間伐率  (本数率)	間伐の方法
		第1回	第2回	第3回		
スギ	3,000本	16~20	21~25	26~30	おおむね20~40%	原則として九州地方林分 密度管理図を利用。
ヒノキ	/ha	16~22	23~29	30~35	おおむね20~40%	
サガンスギ	2,000本 /ha	20	-	-	おおむね20~40%	サガンスギの経営モデル を利用。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、必要に応じて鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~15~20~25	
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1					造林木が雑草木の被圧状態になる前に、作業の省力化・効率化に留意しつつ、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高など状況に応じて下刈回数及び実施期間を縮減できる。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1					
	サガン スギ		1	1	1							
つる切り	スギ										←-----→	下刈と併行、下刈終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6~9月。
	ヒノキ										←-----→	
枝打ち	スギ										←-----→	実施時期は11~3月。
	ヒノキ										1回目 2~3回 ←-----→ 1回目 2~3回	
除伐	スギ										←-----→	目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により形質生長の不良木を除去する。
	ヒノキ										←-----→	
	サガン スギ										←-----→	

「第3」の「5」について、次のとおり変更する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、林道網の骨格となる林道が着実に整備されてきており、今後は森林施業の効率的な実施に必要な支線の林道等基幹路網の整備を積極的に行う。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、効率的な森林施業を推進するための路網密度水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえて整備を行う。

基幹路網の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。

また、既存の森林作業道等のうち、今後も継続的に活用されるものは恒久的な路網として改良を行い、林道として認定を行うなど既存ストックの活用により効率的かつ経済的な整備に努める。

○基幹路網の現況

		単位 延長：km	
区分	路線数	延長	
基幹路網	357	738	
うち林業専用道	5	7	

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

区分	作業システム	路網密度	
		単位 路網密度：m/ha	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60m/ha 以上	16m/ha
	架線系作業システム	20m/ha 以上	16m/ha
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

林業振興ゾーンにおいて、傾斜区分が25° 以下かつ林道等からの最大集材距離・搬出距離が200m以下である区域については、林道等基幹路網の整備と併せて森林作業道等を積極的に開設し、効率的な森林施業を行うための基盤整備を推進することとする。

#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備するため、路網整備に当たっては、国が定めた林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本として、県が定めた佐賀県林業専用道作設指針及び佐賀県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

#### (5) 林産物の搬出方法等

##### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うこととし、土砂の流出を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

##### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものについては、架線集材によることとする。

###### (ア) 地 形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

###### (イ) 地 質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

###### (ウ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。

「第6」の「4」について、次のおり変更する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(開 設)			(単位 延長：Km、面積：ha)							
開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延 長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番 号	備 考	
開設	自動車道	林 道	鳥栖市	河内1号	0.7	40		5005		
				河内2号	0.8	30		5006		
				河内3号	0.8	40		5007		
				河内4号	0.4	40		5008		
			小 計	(4路線)	2.7					
			基山町	契山	1.8	62		4310		
			小 計	(1路線)	1.8					
			みやき町	寒水川1号	0.7	25		6000		
			寒水川2号	0.4	30		5009			
			小 計	(2路線)	1.1					
			佐賀市	小切	0.7	25		6226		
				杉ノ本	1.4	32		5244		
				西原后浦	2.5	34		5001		
				后浦支線	1.0	12		5002		
				鈴隈	1.8	12		5003		
				嘉瀬1号	1.2	75		4007		
				嘉瀬2号	0.8	90		4008		
				大野原西	1.8	110		4154		
				神水川	1.7	120		4155		
			小 計	(9路線)	12.9					
多久市	伯父山	1.0	88		4269					
	堤口	0.3	50		4272					
	徳蓮	1.5	70		4267					
小 計	(3路線)	2.8								
神埼市	神之隈	1.2	40		5179					
	三谷～仁比山	0.8	18		6151					
小 計	(2路線)	2.0								
武雄市	本部・眉山	1.8	34		5739					
	四方殿	0.2	30		5727					
	木登沢	0.5	10		6736					
	下山	0.5	12	-	6733					
	小越	1.8	20		6732					
	小越～スラン谷	2.3	42		5724					
	柴折	2.0	52		4720					
	徳蓮岳	2.5	80		4723					
小 計	(8路線)	11.6								
大町町	前髪	0.8	32		5743					
	聖岳2号	0.2	60		4724					
小 計	(2路線)	1.0								
鹿島市	松ノ坂	2.6	62		4803					
小 計	(1路線)	2.6								
太良町	古賀倉支線	0.8	11		4013					
	角の内	0.2	74	○	4811					
	黒木岳	1.5	42		5820					
小 計	(3路線)	2.5								
小 計			(35路線)	41.0						
開設	自動車道	林業専用道	多久市	灰の元	1.1	22	○	6005		
			小 計	(1路線)	1.1					
			小城市	北山	0.4	57	○	4285		
			小城市	蛇谷	0.1	30	○	4286		
			小 計	(2路線)	0.5					
			神埼市	竜作	0.7	54	○	5209		
			小 計	(1路線)	0.7					
太良町	横川	2.4	49	○	5821					
	風配2号	1.5	35	○	5822					
	安永	2.0	40		5823					
小 計	(3路線)	5.9								
小 計			(7路線)	8.2						
合 計			(42路線)	49.2						

(改良)

(単位 延長: Km, 面積: ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考		
改良	自動車道	林道	佐賀市	市川	0.1	83	○	4122			
				山神	0.1	54	○	4145			
				雷山	0.1	115	○	4123			
				雷山横断	1.6	1,517	○	1008			
				板の原	0.1	112	○	4131			
				金山脊振	1.5	1,178	○	1006			
				貝野	0.1	42	○	5127			
				井手野	0.1	50	○	4243			
				中の宇土	0.1	42	○	4173			
				天山横断	2.1	509		2121			
				穴田	0.1	37		5146			
				栈敷野口	5.4	205	○	3110			
				彦岳	1.5	310	○	3111			
				佐賀北部	0.9	1,832	○	1002			
				城山	0.3	32	○	4240			
				大野原	0.4	52	○	4137			
				金立山	1.2	118		4101			
				笹ノ瀬	0.3	42		5250			
				太郎浦	0.4	40		5249			
			小計	(19路線)	16.4						
			多久市	藤の川内	0.1	163	○	3002			
				岸川	0.1	76	○	4260			
			小計	(2路線)	0.2						
			鳥栖市	九千部山横断	1.2	1,582		1009			
				一の坂・河内	0.1	83		4000			
				横井	0.1	50		4300			
				鳥越	0.1	45		5302			
				頭野・芳谷	0.1	76		4301			
			小計	(5路線)	1.6						
			基山町	九千部山横断	0.3	72		1009			
				一の坂・河内	0.1	65		4000			
				岩坪	0.1	58		4306			
				鎌浦	0.1	14		4307			
			小計	(4路線)	0.6						
			上峰町	屋形原	0.3	33	○	5309			
			小計	(1路線)	0.3						
			神埼市	馬場野	0.5	81	○	4196			
				釜蓋	0.5	59	○	4202			
				古釜	0.1	31	○	5202			
				竹耕地	0.1	30	○	5205			
				倉谷	0.1	152	○	4191			
				荒瀬支	0.1	35	○	5198			
			小計	(6路線)	1.4						
			武雄市	赤徳山内田	0.7	53		4713			
				百枚	0.4	30		5729			
				焼米	0.3	14		6714			
			小計	(3路線)	1.4						
			江北町	花祭	2.3	48		5736			
			小計	(1路線)	2.3						
			白石町	道祖谷	1.7	22		5737			
				湯崎	1.7	20		5723			
川津・嘉瀬川	4.0	96			4710						
深浦渡平	0.1	162		○	4711						
小計	(4路線)	7.5									
鹿島市	多良岳横断	0.1	582	○	1000						
	中木庭	0.1	43	○	5807						
小計	(2路線)	0.2									
嬉野市	多良岳横断	3.9	1,188	○	1000						
小計	(1路線)	3.9									
太良町	経ヶ岳	0.6	324		3800						
	風配	1.4	39		6811						
	多良岳横断	0.1	2,088	○	1000						
	古賀倉	3.4	73	○	4812						
	柳谷	0.1	110		4813						
	座木	3.6	91		4819						
	城平	2.7	63		4818						
	観音	1.4	31		5816						
	フラン	1.2	37		5815						
小計	(9路線)	14.5									
合計			(57路線)	50.3							

(舗装)

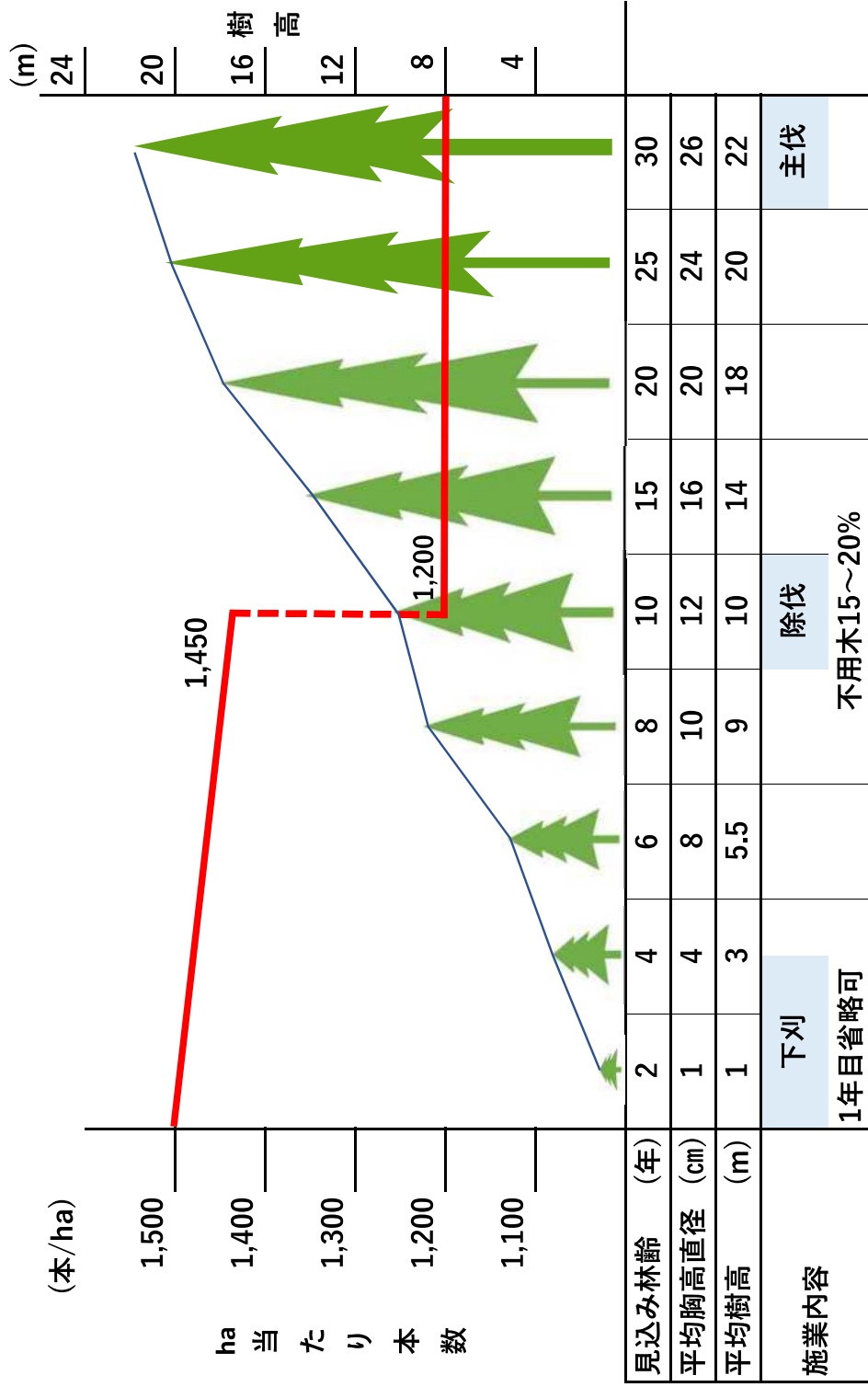
(単位 延長: Km, 面積: ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考	
舗装	自動車道	林道	嬉野市	上不動	0.3	145	○	4851		
				北志田	0.5	39		5832		
			小計	(2路線)	0.8					
			江北町	花祭	2.3	48		5736		
				小計	(1路線)					2.3
合計			(3路線)	3.1						



# サガンスギの経営モデル①

## 施業モデル

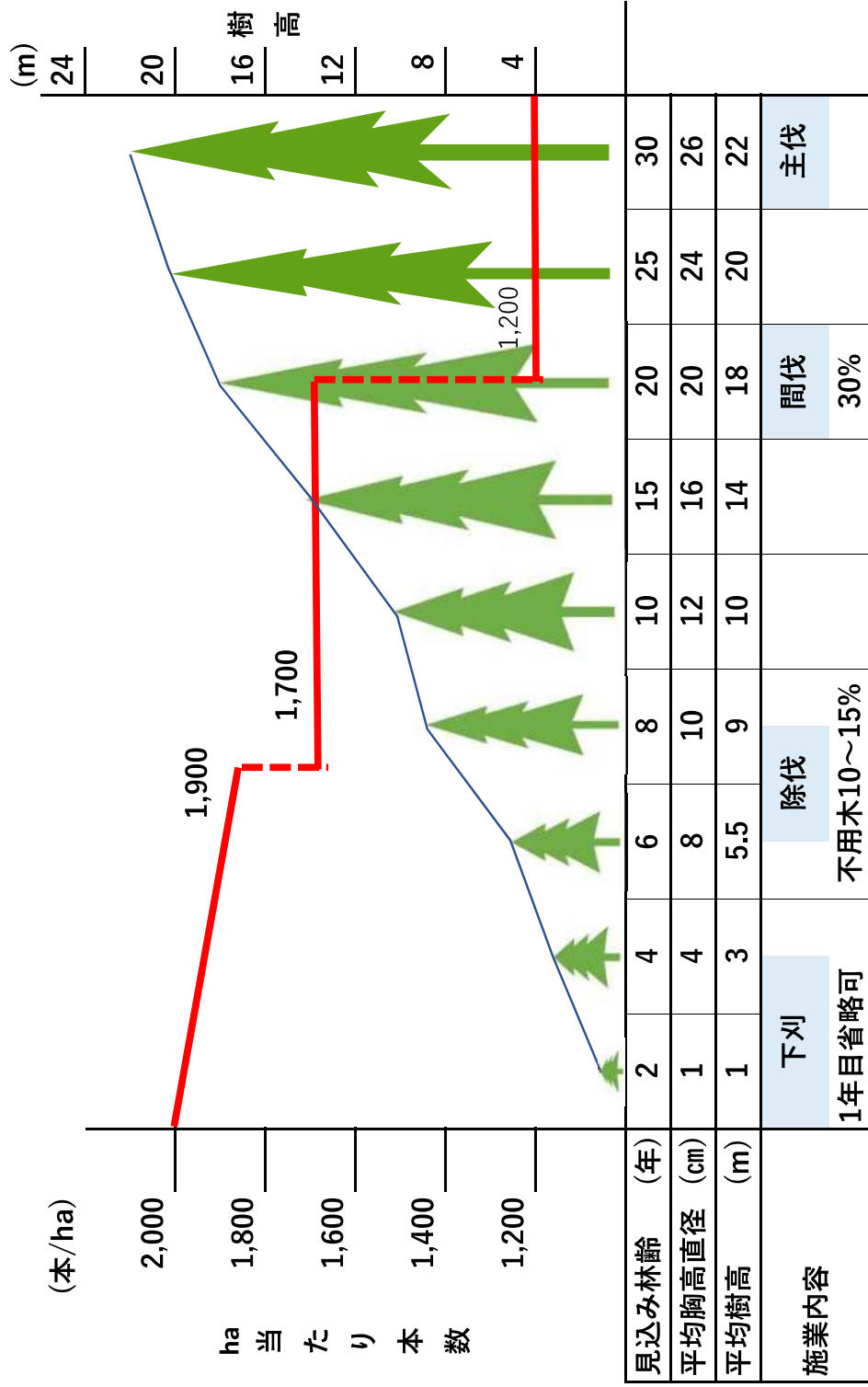


## ○生産目標

林齢：30年生  
材積：0.56 m<sup>3</sup>/本、67.2 m<sup>3</sup>/ha 規格：12 cm角 × 4 m × 2本  
本数：1,200本/ha 目標：一般 並材 10.5 cm角 × 3 m × 1本

## サガンスギの経営モデル②

施業モデル



○生産目標

林齢：30年生

本数：1,200本/ha

材積：0.56m<sup>3</sup>/本、672m<sup>3</sup>/ha

規格：12cm角×4m×2本  
10.5cm角×3m×1本